

ガソリンスタンド事業者の



皆様へお願い



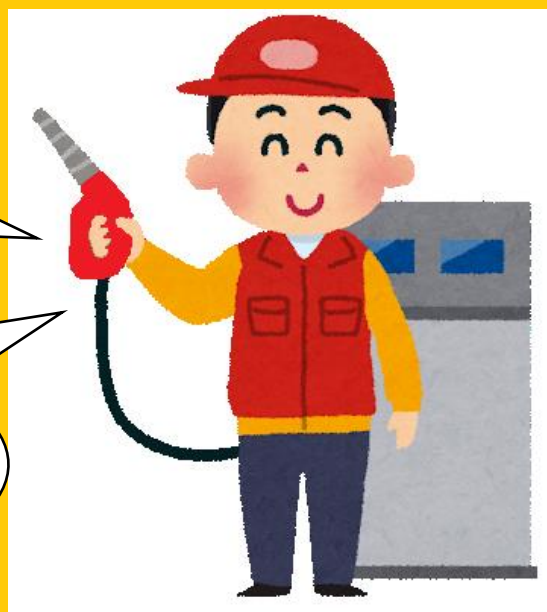
**携行缶にガソリンの小分け販売を希望される方には、
以下のご対応をお願いします。**



- 運転免許証等による住所、氏名の確認
- 販売日時、販売数量、購入目的等の記録

運転免許証などで住所とお名前を確認させていただきますか？

お車の燃料切れですか？
どのようなことにお使いになられますか？



※販売記録用紙をご使用される方はこちらからダウンロードできます→



※セルフスタンドの方は裏面をご覧ください。

セルフスタンドの従業員の方へ

- ・セルフスタンドでは顧客が自らガソリンを金属製容器に小分けする行為は認められておりません。
- ・給油の際は、危険物取扱者の方による安全確認を実施するとともに、顧客による小分け行為がなされないよう、給油中の監視を徹底していただきますようお願いいたします。



ガソリン等の危険物を使用した放火や事故防止にご協力をお願いします。
詳しくは、下記の消防署までお問い合わせください。



大阪市消防局